平成２２年（フ）第２５６号
岡山市中区浜３丁目10番51―２号
債務者　清原　由美
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６号
愛媛県大洲市西大洲甲1344番地１コーポふくおか103号
債務者　熊谷　和江
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月25日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第４０号
長野県小諸市大字滋野甲738番地49
債務者　北口　茂光
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１８３号
相模原市南区東林間４丁目２番14号　パークスクエアⅡ102
債務者　小菅　　望（旧姓大嵜）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１８７号
石川県小松市一針町ル19番地　コートファミール203号室
債務者　坂口　直樹
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第４０号
石川県加賀市山代温泉幸町52番地　キオン第１ビル701号室、住民票上の住所石川県加賀市別所町ソ甲27番地１
債務者　麦谷　禎規
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第５０号
愛知県豊橋市三ノ輪町２丁目120番地Ｃ―202
債務者　佐藤真奈美
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第６１号
愛知県豊橋市西小鷹野３丁目９番地の１　鷹丘ハイツ103号
債務者　田村マルシアナ
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第６６号
愛知県新城市平井字東原30番地　東原住宅Ａ棟406号
債務者　土田　鷹志
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月21日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第６８号
愛知県豊橋市牧野町字北原26番地Ａ―102
債務者　坂本　和彦
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第７０７３号
東京都品川区南品川５丁目12―27―201
債務者　浅田　正弘
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７０７４号
千葉県市川市鬼高１丁目４―５―102
債務者　木村　隆志
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７０７６号
東京都港区白金３丁目６―９―31
債務者　西村　陽子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７１１６号
東京都立川市曙町３丁目９―19
債務者　福室　　豊
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７１２０号
東京都練馬区貫井４丁目14―18―703
債務者　西田ひとみ
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部